

事務連絡
令和3年7月2日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時に備えた
応援体制の構築について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設で感染者が発生した場合、

- ・ 感染制御・業務継続支援チームに引き続き、初期の段階から、法人内の職員を含め介護職員の応援派遣を開始し、共有された方針・認識のもとで連携し、対応することや
- ・ 高齢者施設の配置医や協力医療機関の医師等を感染制御・業務継続支援チームの医療専門職等が支援すること

など、上記の両スキーム等が効果的に連携することが重要であり、これらの経験や教訓を共有するための考え方等について、別紙のとおり、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時に備えた応援体制の構築について」（令和3年7月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）を発出いたしましたので、貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時に備えた応援体制の構築について」（令和3年7月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会

事務連絡
令和3年7月2日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時に備えた 応援体制の構築について

高齢者施設で感染者が発生した場合、一時的に職員が不足するケースがありますが、サービスの継続に加え、感染拡大防止の観点からも、職員体制を確保することが重要であり、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において、関係団体とも連携し、緊急時に備えた応援体制の構築を進めること等についてご依頼し、全ての都道府県で体制を構築いただいているところです。

また、各都道府県においては、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行うとともに、必要に応じて専門家や DMAT・DPAT 等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているところです。

感染が発生した場合、

- ・ 感染制御・業務継続支援チームに引き続き、初期の段階から、法人内の職員を含め介護職員の応援派遣を開始し、共有された方針・認識のもとで連携し、対応することや
- ・ 高齢者施設の配置医や協力医療機関の医師等を感染制御・業務継続支援チームの医療専門職等が支援すること

など、上記の両スキーム等が効果的に連携することが重要であり、これらの経験や

教訓を共有するための考え方等についてとりまとめましたので、管内の関係施設に対して周知をお願いします。

あわせて、都道府県においても、高齢者施設を所管する部局と感染制御・業務継続支援チームを所管する部局との連携を更に進めていくとともに、下記について管内市区町村に対し周知をお願いします。

なお、両スキーム等の効果的な連携につながる取組を実施した都道府県におかれては、当該取組について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班及び老健局老人保健課まで情報提供いただけますよう御願いたします（情報提供いただいた取組の横展開を想定しており、情報提供の際には、横展開の可否についても合わせてご教示頂ければ幸いです）。

記

1. 平時からの備え

- 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時の感染拡大防止のためには、平時からの備えが重要であり、
 - ・ 感染制御・業務継続支援チームや応援派遣予定の介護職員等が、ゾーニングの方法やマスク等の必要な感染防護具の種類や着脱方法等について予め認識共有を図る場を設けるほか、
 - ・ 両者が参加可能な、感染防御や職員・物資の確保等に関する研修の機会を確保すること等により、相互に理解を深めていくことが重要である。
- 研修については、研修に感染症対策に係る専門家を派遣する場合における当該専門家の謝金や旅費等が、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の感染症対策専門家派遣等事業及び地域医療介護総合確保基金（介護分）の対象となり得ることから、積極的に活用いただくとともに、研修資料として、2の資料等も参考にされたい。

2. 国におけるウェブセミナーの実施

- 厚生労働省では、これまでのクラスターの発生した事例を踏まえ、施設の管理者の立場や、感染制御及び業務継続支援の立場からの経験や教訓を共有するためのウェブセミナーを実施しており、以下から、セミナーの内容を動画で閲覧可能なほか、資料も掲載していることから、研修等で活用されたい。

【令和3年3月18日開催ウェブセミナー「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」～支援と受援の経験と教訓を共有して地域ぐるみで強くなる～】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html

【令和3年4月28日開催ウェブセミナー「療養型病院におけるクラスター発生の支援と受援」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00258.html

- 今後、認知症の高齢者が多い施設等でクラスターが発生した場合における対応等に係るセミナーも実施予定であり、詳細が決定次第改めてお伝えする。

(以上)